公表日:2023年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規	88.9%
非正規	75.1%
全労働者	84.2%

(説明欄)

対象期間:令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃 金:基本給、超過労働に対する手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

人員数:各月の給与及び6月・12月の賞与支払日に支払った人数(正規職員・非正規職員)

※非正規職員には、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

- ・正規職員のうち、部長級における女性の割合が少なく、部長級における男女の賃金の差異もあるため、 部長級への女性登用を計画的に推進していく。
- ・女性よりも男性に相対的に賃金が高い嘱託職員が多いため、格差が生じていると考えられる。
- ・正規・非正規職員ともに、男性よりも女性に相対的に育児短時間勤務で給与等が減額した職員が多いため、 格差が生じていると考えられる。